

令和元年10月より消費税率は10%に

消費税を取引先から きちんともらえていますか？

下記に当てはまるものが一つでもあったら
中小企業庁の消費税転嫁対策室へ連絡をください！

チェック

- 取引先企業から、消費税分を支払ってもらえない。
- 支払の際に、消費税分を差し引かれて支払われた。
- 消費税が5→8%(8→10%)になっても総額は変わらなかった。
- 消費税は8%または10%払ってくれたが、値下げ要請をされた。
- 取引先の商品を買わないと、消費税を上乗せしないとされた。
- 「免税事業者である」という理由で消費税を支払ってもらえない。
- 消費税率の引上げを理由に、先行して本体価格を引き下げられた。

氏名：

TEL：

秘密は、絶対に守ります！

税込(内税)取引
の方、大丈夫ですか？



経済産業省 中小企業庁 消費税転嫁対策室

所在地:東京都千代田区霞が関1-3-1

電話：03-3501-1502,1503 FAX:03-3501-1505

担当者：調査3班 下田 (shimoda-shinpei@meti.go.jp)

調査3班 那須 (nasu-kazuhiro@meti.go.jp)

返信

電話・FAX・メールにて

中小企業庁 消費税転嫁対策室 下田、那須 宛て